

令和4年度広島県ふぐ処理者試験実施要領

1 試験の方法

- (1) 試験は、学科及び実技について行います。
- (2) 学科試験及び実技試験の科目は、次のとおりです。

ア 学科試験（60分）

(ア) 水産食品の衛生に関する知識

食品衛生法等関係法規及び水産食品の衛生に関する一般的な事項（食品事故、食品の取扱い、施設の衛生管理、自主管理等）に関すること

(イ) ふぐに関する一般知識

条例をはじめとするふぐ処理者制度の内容、ふぐの種類と鑑別、ふぐの処理方法と臓器等鑑別、その他ふぐに関する一般知識に関すること

イ 実技試験（ふぐの処理と臓器鑑別30分、ふぐの種類鑑別5分）

ふぐの種類及び臓器の鑑別並びにふぐの処理の技術

なお、処理の技術については、食用に供されるふぐの一尾を一定時間内に解体処理し、可食部分及び不可食部分に分離する技術と処理中のふぐを衛生的に取扱っているかを審査します。

(ア) 解体処理

口ばしの除去、はく皮、内臓の除去（脳及び眼球の除去を含む。なお、脳は頭蓋骨を割る等により、確実に除去すること。）及び皮の処理（粘膜の除去まで）を行う。

(イ) 可食部分及び不可食部分の分類

解体処理したふぐの各部位を可食部分と不可食部分に分類し、それぞれを容器に並べる。

(ウ) 臓器の鑑別

解体処理したふぐの各臓器を鑑別し、それぞれに該当する臓器名の札を付す。

(エ) 種類の鑑別

用意された5種類のふぐについて、それぞれの標準和名を答える。

2 試験の場所及び日時

- (1) 場所 広島市総合福祉センター（広島市南区松原町5番1号（BIG FRONT ひろしま5階））

- (2) 日時 令和4年11月25日（金）

ア 学科試験 午前10時～11時

イ 実技試験 午後12時15分～

（試験当日は午前9時15分から受付を開始します。午前9時45分から受験上の注意事項を説明しますので、午前9時40分までに受付を済ませてください。）

3 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（新制中学校卒業）又はこれと同等以上の学力があると認められる者

4 受験手続

書類に不備があると受け付けられませんので、提出期限を考慮し、余裕を持って手続きしてください。

(1) 受験者の定員

20名程度

(2) 受験願書の提出方法

ア 受付期間

令和4年10月11日（火）から令和4年10月25日（火）まで※

ただし、土曜日及び日曜日を除く。

（郵送の場合は、10月25日までの消印のあるものを有効とします。）

※ 受付期間の途中であっても、申込者が定員に達した場合には申込みを締切ることがあります。

イ 受験願書の提出先

受験者		提出先
1	業務地が広島県内（広島市、呉市及び福山市を除く）にある方	業務地の所在地を管轄する保健所
2	業務地が広島県外、広島市、呉市又は福山市にあり、住所地が広島県内（広島市、呉市及び福山市を除く）にある方	住所地を管轄する保健所
3	業務地及び住所地が広島県外、広島市、呉市又は福山市にある方	広島県健康福祉局食品生活衛生課

ウ 提出書類

(ア) 受験願書

(イ) 写真

縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル。出願前6か月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとし、裏面に氏名を記載の上、受験願書の所定の欄に貼付すること。

(ウ) 受験資格を証する書類

学校教育法第57条に規定する者（中学校以上の卒業）であることを証する卒業証書の写し又は卒業証明書等※

※ 卒業証書の写しを使用する場合はイの窓口に原本を持参し、提示してください（業務地及び住所地が広島県外、広島市、呉市又は福山市にある方等、郵送で受験願書の提出を行った場合は、試験日当日の受付時に原本の提示を行ってください。）。

※ 卒業証明書の場合、原本を提出してください。

※ 卒業証明書の取得には、時間がかかる場合がありますのでご注意ください。

※ 受験資格を証する書類が外国語による記載の場合は日本語による翻訳文を添付してください。

(エ) (ウ)に掲げる書類に記載された氏名を変更した者は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書

エ 受験手数料

15,700円

※受験手数料は、願書受付後は一切返還しません。

オ 手数料納付方法

(ア) 納付書による納付（県庁の窓口に願書を提出する場合）

広島県が発行する納付書により、金融機関等で納めてください。この場合、払込証明書を受験願書に添付して提出してください。なお、納付書を希望される方は広島県健康福祉局食品生活衛生課に電話で請求をしてください。（納付書の請求は、受験願書受付前でも受け付けます。）

(イ) 現金による納付（保健所の窓口に願書を提出する場合）

各保健所の窓口で現金を納めてください。

カ 受験願書等の提出上の注意

(ア) 消せるボールペンや鉛筆等の容易に消すことができる筆記用具を用いて記入しないでください。

(イ) 外国籍の方は、出入国管理及び難民認定法第19条の3の在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条の特別永住者証明書又は旧外国人登録法第5条第1項の登録証明書に記載されている氏名を記載してください。（出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に該当する方は、旅券その他身分を証する書類に記載されている氏名を記載してください。）

(ウ) 受験願書の住所は、受験票の送付先となるので、地番及び「何某」方（アパート名又は居住している家の世帯主名）まで詳細に記入してください。

(エ) 郵便により受験願書等を提出する場合は、書留にして、封筒の表に「ふぐ処理者試験受験願書在中」と朱書してください。

5 試験の際受験者が持参するもの

- ・ 受験票
- ・ 筆記用具（鉛筆、消しゴム）
- ・ ふぐ処理用の清潔な服装
- ・ 調理用具（包丁、ふきん2～3枚）
- ・ 軍手等手袋（必要な場合）

6 新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う試験の対応について

(1) 実施日程等について

新型コロナウイルス感染症等の影響により予定している試験日程等が変更になる場合があります。変更がある場合は、広島県健康福祉局食品生活衛生課ホームページでお知らせします。

(2) マスクの着用について

試験当日は、感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

なお、本人確認の際には、係員の指示に従い、マスクを一時的に外すようお願いいたします。

(3) 試験場の換気

試験場は換気のために適宜、窓やドア等を開けます。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。

(4) 体調不良の方

新型コロナウイルス感染症等に罹患し、治癒していない方、発熱等の新型コロナウイルス感染症等への感染が疑われる方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いいたします。

また、当日受付にて発熱等、新型コロナウイルス感染症等への感染が疑われることが確認された方にも、同様に受験を控えていただくようお願いする場合があります。

なお、体調不良により欠席した場合であっても、追試験等の特別措置は予定していないこと、受験手数料の返金を行わないことを御了承ください。

7 試験の合格発表の日時及び方法等

(1) 合格発表の日時

令和5年1月5日（木） 午前10時

(2) 合格発表の方法

合格者の受験番号を広島県庁前掲示板に掲示するとともに、広島県健康福祉局食品生活衛生課ホームページに掲載します。

また、受験者には後日結果を通知します。合格者には合格証を同封します。

8 その他

(1) 受験願書等の配布

県内保健所及び広島県健康福祉局食品生活衛生課（(2) 問い合わせ先参照）で配布するとともに、広島県ホームページ上に掲載します。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふぐ処理者試験受験願書等請求」と朱書し、84円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封してください。

(2) 問い合わせ先

不明な事項は、次のところへお問い合わせください。

試験日の7日前までに受験票が届かない場合は、イにご連絡ください。

ア 業務地又は住所地が県内（広島市、呉市及び福山市を除く）にある方

機関名	住所	電話番号	管轄市町
西部保健所 生活衛生課	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68	0829-32-1181	大竹市，廿日市市
西部保健所広島支所 衛生環境課食品薬事係	〒730-0011 広島市中区基町10-52 農林庁舎1階	082-228-2111	安芸高田市，府中町， 海田町，熊野町，坂町， 安芸太田町，北広島町
西部保健所呉支所 衛生環境課	〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25	0823-22-5400	江田島市
西部東保健所 生活衛生課	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911	東広島市，竹原市， 大崎上島町
東部保健所 生活衛生課食品衛生係	〒722-0002 尾道市古浜町26-12	0848-25-2011	三原市，尾道市，世羅町
東部保健所福山支所 衛生環境課食品薬事係	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1	084-921-1311	府中市，神石高原町
北部保健所 生活衛生課	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1	0824-63-5181	三次市，庄原市

イ 業務地及び住所地が広島県外，広島市，呉市又は福山市にある方

広島県健康福祉局食品生活衛生課（〒730-8511 広島市中区基町10番52号）TEL：082-513-3103

(3) 得点开示

広島県個人情報保護条例に基づき、受験票を持参した受験者本人には、合格発表日の午前10時以降、広島県庁本館5階健康福祉局食品生活衛生課で試験の得点开示します。

なお、得点开示は、合格発表の日から1か月間は口頭により申し出ることができますが、それ以降は、書面による開示請求が必要となります。